

平成二十年十一月十一日受領  
答弁第一七九号

内閣衆質一七〇第一七九号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「消された年金」に関する再質問に対する答弁書

一について

社会保険庁においては、社会保険オンラインシステムにおいて管理する記録上、厚生年金保険に係る標準報酬月額記録を過去にさかのぼって訂正する処理が事実に行われた事案の可能性のある約六万九千件のうち、厚生年金受給者に係るものであるおよそ二万件（以下「訪問調査対象記録」という。）について、受給者本人に記録を確認していただくため、現在、社会保険事務所の職員が訪問調査を行っているところである。

また、平成二十一年四月から、被保険者に対し標準報酬月額等の情報をお知らせする「ねんきん定期便」を送付するとともに、同年中に、「厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせ」の送付を開始することとしており、約六万九千件の抽出を行う際に使用した三条件のうち一以上に該当する記録（訪問調査対象記録を除く。）に該当する方については、送付の際に、注意を必要とする記録訂正が行われている旨を注意喚起する書類を同封し、その確認をお願いする予定である。これにより、御本人による記録の確認と必要に応じた記録訂正の申出等が行われ、それに基づいた訂正等を行うことになるも

のと考えている。

したがって、現時点で、お尋ねのような調査を行うことは考えていない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第一〇一号）四について述べたとおりである。

三について

御指摘の「かなり遡って全喪している事業所」が、具体的にどの事業所を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

社会保険庁において、東京社会保険事務局に確認したところ、御指摘のような事実は確認できていない。

五について

お尋ねの調査については、現在、御指摘の調査委員会において行っているところである。